

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

国民投票法の改正

憲法改正のための国民投票について、駅や商業施設などへの共通投票所の設置など公職選挙法に合わせて利便性の向上を図る目的の改正案が今国会で成立の見通し。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

5/10(月) 先勝	愛鳥週間、源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(火) 友引	
12(水) 仏滅	旧暦4月1日、看護の日、デジタル改革関連法成立
13(木) 大安	
14(金) 赤口	
15(土) 先勝	沖縄本土復帰記念日、体操・NHK杯
16(日) 友引	

2週分の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/26(月)	29,126 △105	107.71 △0.20
27(火)	28,992 ▼134	108.33 ▼0.62
28(水)	29,054 △62	109.01 ▼0.68
30(金)	28,813 ▼241	108.88 △0.13
5/6(木)	29,331 △518	109.33 ▼0.45
7(金)	29,358 △27	109.14 △0.19

緊急事態措置等の影響緩和に「月次支援金」

本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けて、売上が半減した中小法人・個人事業者等に対して「月次支援金」の給付が実施されます(申請は6月以降開始予定)。

◆月次支援金の対象者や給付額などは

月次支援金は、本年1月に発令された緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」の仕組みを用いた制度で、申請手続き等の簡略化が図られています。

なお、一時支援金の申請期限は今月末までです。

◎対象者……本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、①同措置の実施地域で要請を受けて休業や時短営業をしている飲食店と直接・間接の取引がある、又は実施地域の外出自粛等による直接的な影響を受けたことによって、②月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した全国の中小法人・個人事業者等となります。

◎給付額……緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、売上が50%以上減少した月(対象月)ごとに給付額を算定【前年又は前々年の基準月(対象月と同月)の売上-本年の対象月の売上】し、中小法人等は月20万円、個人事業者等は月10万円が上限額となります。

◎事前確認……申請前に登録確認機関による事前確認が必要となります(初回のみ)。なお、事前確認を経て一時支援金を受給した事業者は不要です。

◎申請手続き……本年4月以降の緊急事態措置等の影響により売上が50%以上減少した各対象月ごとに申請します。なお、2回目以降の申請や一時支援金を受給した事業者の提出書類は簡略化されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201517

今月から原則縮減される雇調金特例

新型コロナの影響で休業等を行った場合に労働者へ支払った休業手当等を助成する雇用調整助成金の特例措置は、今月から原則として助成率が中小企業4/5(解雇等を行わない場合は9/10)、大企業2/3(同3/4)となり、助成額は1人1日13500円が上限となります(判定基礎期間の初日が本年5月~6月末までの場合)。

ただし、①緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域で知事の要請を受けて時短営業等に協力する飲食店等の事業主や、②生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少した全国の事業主は、助成率4/5(解雇等を行わない場合は10/10)、日額上限1万5千円です。

5月から変わる自動車重量税のエコカー減税

自動車重量税は、新規登録及び車検時に車両重量に応じて支払う税金です。

燃費や排ガス性能に優れた自動車を購入した場合に自動車重量税を減免するエコカー減税は、令和3年度税制改正により、今月から令和12年度燃費基準の達成度に応じた減免措置に変わります。

また、電気自動車等と同様に燃費基準の達成度にかかわらず免税対象となっていたクリーンディーゼル車は、燃費性能に応じた措置に見直されました(ただし、令和5年4月末まで経過措置あり)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る「月次支援金」

◆「月次支援金」の概要

令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に「月次支援金」を給付します。

月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めていきます。

※申請受付の開始時期は本年6月以降を予定。また、給付要件等は変更になる可能性があります。

◆給付対象

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※

②令和3年の月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少

※令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることです。なお、外出自粛等の影響には、人流抑制を目的とする休業又は時短営業の要請を受けた事業者に対して、商品・サービスを提供していることによる影響も含まれます。ただし、地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う協力金の支払対象の事業者は、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の給付対象外です。

◆給付額

給付額は、中小法人等20万円/月、個人事業者等10万円/月を上限として、【前年又は前々年の基準月※1の売上ー令和3年の対象月※2の売上】で算出します。

※1 基準月は対象月と同じ月

※2 対象月は緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少した令和3年の月

◆事前確認や申請手続き

◎事前確認

はじめて月次支援金を申請する前には、登録確認機関において事前確認を受けます。

事前確認は、不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請希望者が、事業を実施しているか、給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認するものです。具体的には、「登録確認機関」がTV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。

なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

※一度、月次支援金に関する事前確認を受けて受給すれば、2回目以降の申請では基本的に事前確認を受ける必要はありません。なお、事前確認を経て一時支援金を受給した事業者は、基本的に月次支援金の申請のために改めて事前確認を受ける必要はありません。

◎申請手続き

事前確認を受けた上で、令和3年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、売上が前年又は前々年比で50%以上減少した月を対象月として選択して、基本情報を入力し、必要書類を添付して申請します。

なお、同措置が複数月に及び場合や新たに同措置が実施されて対象月が増えた場合などは、それぞれの月において、売上が50%以上減少し、必要な要件を満たせば申請を行うことができます。

各対象月の申請期間については、詳細が決まり次第、別途公表されます。

※提出書類には、前年・前々年の基準月を含む確定申告書、対象月の売上台帳、通帳、宣誓・同意書、履歴事項全部証明書（中小法人等）、本人確認書類（個人事業者等）があります。また、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を証明する証拠書類の保存が必要です。

※はじめて月次支援金の申請を行う場合は、全ての提出書類を提出する必要がありますが、2回目以降の申請における提出書類は、基本的に対象月の売上台帳等となります。なお、一時支援金の受給に際して提出した書類も、改めて提出する必要はありません。ただし、既存の提出書類に修正・追加の必要がある場合には、修正後・追加の書類を提出する必要があります。